

## ラウンドテーブルⅡ

### 「AI 技術文明の基層 2 : AI ネットワーク化が浸透する社会における法と経済」

報告 3 三部裕幸（弁護士〔渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー〕）

#### 「AI の社会実装に当たっての問題点

— ビジネスローの観点から、欧州数か国の実地調査を行った経験を踏まえて」

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました弁護士の三部と申します。「AI の社会実装に当たっての問題点」と題しまして、お話をさせていただきます。弁護士として業務をしている中で得られた AI に関する観点がございます。また、総務省「AI ネットワーク社会推進会議」の分科会及び AI ガバナンス検討会の構成員を務めておりまして、その活動の一環として欧州数か国の実地調査もしてまいりましたので、その経験や、その他の経験も踏まえてお話し申し上げます。よろしくお願いたします。

本論に入る前に、スライド 2 ページの目次をざっと見ておきます。最初に、総論的な視点を申し上げます。その後で、個別の法的问题点としてどのようなものがあるのかの例示を申し上げます。そして重要だと思われる 3 番目の視点が倫理 (Ethics) です。既にこれまでのご講演でカバーされていますが、私の視点で必要と思うポイントを述べさせていただきます。そして、4 番目として、企業としての体制づくりが非常に重要ですので、その点を申し上げ、最後にまとめとして、企業にとっての AI に関するポイントの例を述べさせていただきます。

### 1. AI と法・倫理を考える際の視点 (総論)

まず、AI と法・倫理を考える際の視点から見ていきます。

#### (1) 視点の前提

前提として、スライド 4 ページの図のような関係者がいるという想定でお話しさせていただきます。AI を開発している企業がある。また、開発された AI ないし AI システムを利用する企業がある。そして、その最終利用者であるエンドユーザーが、その恩恵を受ける。さらに、それらに対して、第三者が働きかけを行う、それはデータを提供する第三者ということもあるでしょうし、何か被害を被った第三者が損害賠償の請求をするということも考えられます。

さらに、この 4 者との関係で、スライド 5 ページの右上ですが、政府・国家機関が、ガイドラインを提示し、あるいは自国の AI に関する方針を定め、それを広めようとしています。また、同じスライド 5 ページの左上の諸外国の方々との関係の取り方が課題

になります。民間でも関心を持った方がよい点があると思います。

## (2) AI と法・倫理を考える際の3つの視点

以上のような関係者がいる中で、何が法的・倫理的課題を検討する際の重要な視点となるかということですが、スライド6ページに3つほど挙げました。

まず1つ目の視点として、同時並行的に起こっている様々な動きを捉える必要があるということです。後で見えていきますが、政府や企業などにいろいろな動きがありますので、それぞれを追っていく必要があるということです。次に、2つ目の視点として、法律以外のものにつきましても、考慮に入れる必要があるということです。それは、法律だけで物事は考え切れないからですし、また、企業の側に、法律がカバーしない事項についても柔軟な対応が求められるからです。さらに3つ目の視点として、海外の動向から対策を考えることも重要です。この国際会議でも、ここまで、海外からお越しのスピーカーの方、海外からビデオレターで参加された方がいらっしゃいました。海外の動向を、日本としてどのように捉え、それに対して日本からどのように発信していくかが大切だと考えています。

以上のように述べてもわかりづらいと思いますので、若干具体例を見ていきます。

まず同時並行的な動きの例ですが、スライド7ページに、主体として4つ挙げました。政府・国家機関、学会、業界団体、各企業です。スライド8ページに移りますが、政府・国家機関につきましても、いろいろな動きがあり、日経等マスコミでもカバーされているところです。内閣府（日本政府）が「人間中心の社会原則」案を作っていて、遠からず公表されると思われます [注：平成30年12月28日に案文が公表され、統合イノベーション戦略推進会議において平成31年3月29日に決定・公表された。]。また、先ほど申し上げた、総務省の「AI ネットワーク社会推進会議」でも、AI 開発ガイドライン案と AI 利活用原則案を作って提示しているところです。経産省は AI とデータ利用の契約のガイドラインを作るなどの活動をしていて、文科省も Society5.0 に関する活動の中で AI を射程に入れていきます。国交省は、自動運転を中心に数多くの検討を重ねてきています。ここに含まれてないものも多いのですが、これらの動きの背景には、ビジネスの側の活動の加速の投影ですので、各個別企業は、自社の動きを、全体の動向の中に位置づけて見ていく必要があるということです。また、人工知能学会は倫理指針を提示し、産業競争力懇談会では、人工知能の連携と協調と交渉というプロジェクトが組まれてきました。さらに、経団連でもこのような状況を踏まえて検討を重ねていると聞いています。ちなみに、スライド9ページに記載致しましたが、企業の AI に関連する動きのごく一例として、倫理に向けた動きを公表している企業があり、その中でも、先陣を切られた一例として、Google さん、SAP さん、ソニーグループさん、NEC さんがあります。私にご相談いただいたものも数社ございます。

なぜ、このような倫理に関する動きを追っていかねばいけないのか、しかもそれ

を企業の立場で、という理由に関しましては、後で述べさせていただきたいと思いますが、やはりこれだけの企業が動いているという事実は把握しておく必要があるのかなと思います。

2点目の法律以外の例につきましては、スライド 10 ページをご覧ください。総務省の AI 開発ガイドライン案と AI 利活用原則案、倫理に関する動き、また、SDGs の話が今日何回かございましたが、それらが例ということになります。先ほど申し上げた「人間中心の AI 社会原則」も、当然、法律以外のものの重要な例として含まれていくことになるかと思えます。

3点目の海外の動きの例も、ほんの一例ですが、スライド 11 ページに挙げました。団体としては、Partnership on AI、ITI、FLI などがあります。国ないし大きな地域としての動きもあります。今後も、こういった動きは加速していくものと考えています。

### **(3) 多岐にわたる課題**

以上のような動向がある中で、企業としては、AI に関する課題を考えていく必要があります。そのテーマを大別したのがスライド 12 ページです。まず、契約、知的財産対策、責任といった法的問題点、また、プライバシー、差別といった倫理的問題点についての検討が必要です。また、AI に対応した体制づくりは、AI に関するリスクを予防できるか、また、万が一リスクが顕在化したときに会社として適切に行動できるかどうかという意味で、非常に重要なポイントだと思います。そして、ガイドライン・原則といった新たな枠組みが作られています、企業としても、それを把握して、どう対応すべきかを考えていく必要があります。

以上が1番目のテーマである総論的な視点ということでございました。ここから各論に移っていきます。

## **2. AI に関する個別の法的問題点の例**

まず、2番目のテーマである AI に関する個別の法的問題点の例について述べます。これはあくまで「例」です。全部追っていくと、あと3時間ぐらいのセミナーでも全く終わらないので、本当に個別の法的問題点の「例」ということで留めさせていただきます。

### **(1) 法的問題点検討の前提**

この講演をお聞きいただいている方の多くは法律の分野に普段触れていらっしゃるかと認識しておりますので、適用される法律の種類を先に説明させていただきます。ちなみに、海外の方も本日いらっしゃっていますが、外国法とは分類の仕方が違うことがあると思います。ここで話すことは、日本での分類の例ということでご了解いただければと思います。

スライド 14 ページをご覧ください。日本の法律は、大きく、私法と公法に分けられます。私法というのは、一般の人と人、あるいは企業と企業、あるいは企業と人、という

関係に適用される法律です。代表的なのは、民法、また、商人や商行為に適用される商法というものです。これに対して、公法というのは、国と人、あるいは地方公共団体と人などの関係に適用されるものです。典型的なのは憲法ですし、また、行政法、刑法や刑事訴訟法といった刑事法と言われるもの、それから業法とって、銀行を規制している銀行法、証券会社などを規制している金融商品取引法、そういったものが広い意味での公法です。また消費者契約法と書いてあるのは全部が全部私法というわけではなくて、パーツによって私法になってパーツによって公法になるのですが、このように、一定の取引分野にだけ適用される法律にも、公法に分類されるものがあります。したがって、公法のカバーする領域は幅広いということをお頭に置いていただく必要があります。

## **(2) 法的问题点を検討する際の視点**

その上で、ここでもポイントを3つ挙げさせて頂きました。スライド15ページです。

個別の法的问题を考える際の視点として、第1に、適用されるルールを確認することが必要です。自分が行おうとするビジネスに適用される法律は、かなり広いと考える必要があります。これは後で少し例示をお見せいたしますが、自らに適用される法律が何がわからないと、リスクの判断もできませんので、その点の認識に時間を使っていたことが大切かと思えます。

2番目は、1番目の法律の中に、自分達、また第三者の権利・利益を保護する項目が定められているかチェックしていただくということです。

そして、2点目と関係しますが、3点目として、契約等の結び方や書き方によって、自社と取引先の両方を保護するという視点が大切です。AIに関してはまだ法制度は十分ではないので、契約時には、リスクの分担、あるいはリスクの回避を意識すること、それを自社だけでなく、取引先も含めて考慮することが必要になります。

## **(3) ルールと法的问题点の例**

ここで具体例を見ますと、スライド16ページ「もしAIを取引に利用する場合、また、もしAIを自動運転に利用する場合、適用されるかもしれないルールと法的问题点は何か？」と書きました。AIが利用される取引にもさまざまなものがあり得ます、例えば銀行取引で「スコアレンディング」が最近取り扱われるようになっていきます。AIで人々をスコアづけして、そのスコアに応じて貸付けが行われるというものです。また、自動運転についても想定し、完全自動運転が将来実現されるとしたらどうなるかを念頭におこうと思えます。

それらの具体例に基づき、どのようなルールが適用され、どのような法的问题点があるのかを見ていきます。

まず、スライド17ページでは、主にAIを取引に利用する場合における問題点の例を挙げました。このうち、誰と誰の契約かについては、AIが使われるとしても、通常、会社と会社、人と人、あるいは人と会社間の契約です。

また、AIのバイアスや差別についても検討が必要です。例えば、お金を借りたいと思っている人がスコアレンディングを申し込んだのに、通常の融資では考慮されない差別的なファクターをAIが考慮したがために貸付けを受けることができなかった、というリスクが想定されています。仮に不当な差別があったということになると、損害賠償請求を受けるリスクだけでなく、レピュテーションにも関わるため、企業側としてはリスクが大きいと言えます。同じような観点で、弱者保護が必要となるかどうかも検討する必要があります。

次に、スライド18ページでは、AIを取引に利用する場合と自動運転に利用する場合の両方に関わるポイントとして、責任をどのように分担していくのかについて記載致しました。どこか一社だけが責任を負うのではビジネスは広まりません。逆に、誰も責任を取らないということでも、ビジネスは広まっていきません。最終的なユーザーが被害を受けたとしても保護されないのでは、そのビジネスは支持されなくなるからです。

ここで重要なのは、海外と法制度が違うかもしれませんが、不法行為に関する日本の民法の取扱いです。加害者の故意又は過失によって権利・利益の侵害を受けた人は、その侵害行為と損害との間に因果関係があれば、自らが受けた損害の賠償を請求することができる、というものです。

日本の実務では、これらの不法行為の要件は、被害者に証明責任があるとされています。先ほどWulf先生から、ディープラーニングについて、なかなか透明性がないというお話がありました。そうすると、サービスや自動運転車に関するAIを作った会社・使った会社の過失や、因果関係について、証明できないケースも出てくると思います。もし被害者が証明できない場合に、被害者が何も請求できないとすれば、AIを利用した取引や自動運転は広まっていかない。だからと言って、AIを作った会社や使った会社のうち一社だけが全責任を負わなければならないとすれば、やはりAIを利用した取引や自動運転は広まっていけないということになります。ですので、責任の在り方とその分担は非常に重要です。自動運転の場合には、自動者損害賠償保障法や製造物責任法も影響しますが、いずれにせよ、契約などでの対処を含めて検討が必要です。

ちなみに、このような責任の分担との関連で、自動運転につきましては、保険の検討が既に各国で始められています。因果関係の証明ができなくても保険金をお支払いできるようにしようという損害保険会社さんのご検討についても伺っています。その際、保険事故、つまり保険金を支払う条件について、自動運転の場合にあり得る事態を想定して約款などに規定し切れるのかが課題になっていると認識しています。このような自動運転についての保険に対して、AIの取引については、より個別性が強いいため、保険を組むことは一般的には難しいと思われます。このように、責任の分担との関係では、保険が使えるのか使えないのかという点も併せてポイントになると思います。

以上の民事責任のほか、刑事責任も問題になりますが、それについては、スライド21

ページ以下で述べることにし、スライド 19 ページに移ります。

スライド 19 ページに記載した知的財産・個人情報・データ流通に関する問題につきましては、取引にも自動運転にも関わる部分ですが、先ほどお話のあった知的財産はほぼスキップし、また、GDPR も含めて先ほど Wulf 先生のご講演があった個人情報の点はスキップ致します。その他の問題点として、データ利用権が特定の当事者だけに偏在している事例があります。たとえば、金融機関としては、金融当局、たとえば日本の金融庁から検査を受けた時に適切に応じられるよう準備が必要です。しかし、AI を作る企業にだけデータなどがあって、そのデータへのアクセス権が金融機関に全くないと、金融庁への説明に窮してしまいます。このようなことがないよう、AI を作る企業と使う企業との間の契約などで対処が必要となります。また、知的財産については、平成 30 年の著作権法改正で、ただでさえ日本で行いやすかった機械学習が、さらに行いやすくなりました。知的財産制度を有利に使っていただくという点も大切になると思います。

スライド 20 ページにつきましては、記載した業法・行政法・条約等の改正の必要性という点が重要だと思います。よく例として挙げられるのはジュネーブ条約です。道交法の基になった条約でして、運転者、つまり人が自動車にいないと、人がいないと運転してはいけないと規定しています。そのため、現時点では、完全自動運転を実現することができません。このように、法令や条約を改正しないと、想定している AI ビジネスを実現できない可能性がある場合もございますので、そのようなことがないかどうかを検討する必要があります。独禁法・競争法とプラットフォームビジネスにつきましては、先ほど武田先生からお話ございましたので割愛致します。

スライド 21 ページでは、刑事責任について記載致しました。日本の枠組みですと、人の死や傷害などといった結果を予見することができたこと、そして、その結果を回避できたのにそれを怠ったという回避義務違反があったこと、その二つをもって過失があったと認定されます。予見可能性を前提とした結果回避義務違反という言い方をすることがあります。この点については、誰の過失なのか、たとえば、AI を作った企業か、それを搭載した自動車メーカーか、あるいは自動車を売った人・買った人か、などが今後議論になると思います。また、AI を作った企業や自動車メーカーが、普通は他の自動車がある動きをしてくれると信頼して AI に学習させた場合、「信頼の原則」という、判例が認めている原則が適用されて違法性が認められなくなるかどうか、日本では問題になりそうであると思います。このあたりにつきましては、ある程度議論が進みつつあると認識しております。

これに対し、スライド 22 ページでは、まだ議論が十分ではないと思われる点を記載致しました。無免許運転も危険運転致死傷も、犯罪として規定されています。ですが、自動運転では運転免許がどうなっていくかについてはわかりません。また危険運転致死傷について、例えばよく安全性が点検されていない自動運転車を公道上に置くことを危

険運転の類型に加えるべきかという議論は、一応成り立ち得ると思います。そう考えると、誰の責任がどのような条件で発生するのかについての検討も今後ますます深められる必要があると思います。

このように見ると、スライド 23 ページのとおり、人間同士の法律関係では生じたことのない法的問題点が数多くありそうだということがご理解いただけると思います。それを解決していくためには、まず、実現したい AI ビジネスに適用されるルールを確認し、その法律との関係での法的問題点の分析をすることが大切になります。そして、その際に、法律の中に、自分達、また第三者の権利・利益を保護する項目が定められているかについてもチェックし、スライド 24 ページのとおり、契約等の結び方や書き方によって、自社と取引先の両方を保護することも大切です。また、現行の規制法上どうしてもできないことは別として、契約で定めて取引などを進めていくということも考えられますので、契約をツールとしてうまく利用していくことも検討に値すると思います。なお、この点に関連する議論として、レギュラトリーサンドボックスにつきましては、後ほどお話しさせていただきます。

### 3. AI に関する倫理的問題点の例

次は倫理の問題点の方に移って行こうと思います。法律家が倫理について語るということは、私自身もおかしなことだと思います。なぜ、私が AI と倫理について語るのか。その理由は、スライド 26 ページのとおり、総務省の「AI ネットワーク社会推進会議」の議論に供するため、ヨーロッパに出張させていただきまして、イギリス・ルクセンブルク・ドイツ・フランスにおける AI に関する状況を調査してきたことにあります。その内容は、スライド 27 ページ以下にまとめております。

ヨーロッパでは、何より倫理が非常に重視されてきました。調査に行く前はテックドリブンの話になると予想していましたが、その実、日本は、倫理に十分配慮しないと大変なことになると、各所で言われました。EU は倫理をととても重く見ているので、倫理を重視していない AI 商品を作っても売れないよと言われたのです。とりわけ、スライド 27 ページにありますように、差別の問題、プライバシー侵害の問題、そして、先ほど大屋先生からまさしくお話がありました、人間性を阻害する問題について重視していると聞いたわけです。人間中心という見識で、まさしくその人間中心の AI 社会原則を日本政府も作ろうしているわけですが、私が訪問した欧州 4 か国でもそこかしこで強調された内容です。他には、スライド 28 ページのとおり、責任の分担が重視されましたし、先ほど Wulf 先生から GDPR のお話がありました、データを取り扱うことについても重視していることを強調されました。

結局、スライド 29 ページのとおり、AI を使った製品・サービスを開発しても、倫理を考慮していないと売れない・受け入れられないリスクがある、ということ認識しな

がらビジネスを進めることが、国際取引を行う企業のみならず、国内でのみ取引を行う企業にとっても大切になると思います。さらに、スライド 30 ページにも若干言及しましたが、AI によって差別・プライバシー侵害などの不利益が引き起こされ得る人・企業があり得るならば、その保護が重要になることは言うまでもありません。日本で既にあった事例としては、例えばカメラ・センサーを利用して災害時の安全対策のための人流統計情報を把握できるかどうかを検証する実証実験プロジェクトをしようとしたときに、プライバシーの侵害などを理由として、マスコミや市民からの批判・非難の声が上がり、その実証実験が進められなかった事例が発生しています。その意味で、スライド 31 ページのとおり、プライバシー侵害の懸念から社会的反発・「炎上」が発生するリスクについても、「危機管理だ」という問題意識で考えていくことが大切だと思います。

なお、日本の特殊事情かもしれませんが、日本でプライバシー権を最初に認めた判決は 1960 年代に出ています。現在までにいろいろな判決が出ているのですが、今もなお、小説によるプライバシー侵害や、警察のデモ隊行進撮影と肖像権に関する 1960 年代の判決を含めて、判例を形成している状況にあり、これらの判例がカバーしている範囲は、スライド 32 ページにも書きましたが、意外と広いです。その一方で、IT・ICT・IoT の時代が到来し、さらに AI を産業界が本格的に使い始めようとする時代にも突入しています。このような時代の変化を背景として、企業としては、判例への対応はもちろんのこと、企業側の考え方を整理・検討していくことも大切なのかなと感じております。

以上のような法的検討と倫理的検討が企業に求められるのは、大変なこととお思いになるかもしれません。しかし、真正面から捉えて対策をすべき事項もあれば、別の手段で代替できることもあります。先ほどの、例えば実証実験がなかなかしづらいという事例があったわけですが、別の事例では、スライド 33 ページのとおり、自治体などステークホルダーにかなり丁寧に説明をして、また貼り紙などによる公表も積極的に行うことによって解決できたという事例もあります。したがって、重く考え過ぎるということではなく、むしろ前向きに、事案に合ったソリューションを求めて対策を練っていただくことが大切だと思っています。

最後に、究極の選択を迫られる事例も出てくると思います。スライド 34 ページですが、このスライドは、中央大学の平野晋先生が総務省の「AI ネットワーク社会推進会議」で説明されていたものを引用させて頂いたものです。自動運転車に一人、人が乗っています。その自動運転車そのまま橋の上を通過したとすると、前方からセンターラインを通過して突っ込んできたスクールバスと衝突し、バスに乗っていた 30~40 人の子供と運転手が死んでしまうことになる。それを避けようとする、自分の自動運転車が橋の欄干を突っ切って、その中にいる人が死んでしまう。どちらを選びますか。例えば自動運転のための AI を作る企業に、そのどちらかを選んで学習をさせる義務が課せられるのかが、議論になりました。なかなか難しい問題だと思っています。ちなみに、マサ

チューゼツ工科大学で、これと類似した状況の問題設定がされて、誰の命を救うべきかについて一般の意見を集めるべく、アプリを使って意見を求め、集計しようとした。ある程度の傾向があることは明らかになりましたが、意見が一致したということは一つの国のレベルでもなく、ましてや文化的な背景の異なる複数の国では異なる傾向が読み取れたようです。人を入れ替えて考えて、例えば赤ちゃんだったらどうか、老人だったらどうか、などのようにして、200 万人以上の方から数千万件の回答を集めたということですが、国ごとのある程度の傾向が読み取れるとはいえ、一致した結論は出なかったということであると理解しています。ドイツでも、自動運転車の倫理指針が公表されていて、その中で、事故が避けられない場合、「個人の特徴で区別することは厳格に禁止される」とされています。ただ、基本論として、そこまでの判断を、自動運転車の AI を作る企業あるいは AI を自動車に搭載する企業に課すなどということが、現実的であるのかが先に問われなければいけないはずです。したがって、倫理を考慮すると言っても、極めて難しい問題をはらむ場合があり、特定の結論を出してしまうこと自体がかえって人間にとって大切な価値観を損なうおそれがあるケースもあると思いますので、その点でも検討が必要と思います。

#### 4. 企業の AI に対応した体制づくり

さて、企業内の AI のルールが必要なのではないかと、先ほど、例えば、Google さん、ソニーさん、SAP さん、NEC さんの例を挙げて申し上げました。なぜかという、スライド 36 ページに記載致しましたが、一般に、特定の部署だけで行っていることが多いですが、社内で共有する体制を作ることが大切になると思います。それは、法や倫理を守るという視点からも、ビジネス機会を増やすという視点からも、また、AI が危機を起こしてしまった場合の危機管理という視点からも、大事なことであると考えます。

そのための体制づくりとしては、スライド 37 ページのとおり、社内や企業グループを横串を通す形で見通すことが大切です。その際に、何が参考にできるかということ、スライド 38 ページに書かせて頂いたのですが、総務省の AI 開発ガイドラインや AI 利活用原則案、そして今後出てくる「人間中心の AI 社会原則」が参考になると思いますし、業界団体の基準や海外の動きを追っていただくのも大切です。

また、AI については、スライド 39 ページのとおり、適用され得る現行法の規定の特定・分析から始めることが基本です。ただ、法律が決めていないことがほとんどであるので、同じスライドに記載のとおり、契約などで対処できる部分はそのように対処することが大切です。さらには、実務をベースに考えて、ルールを企業間で共有し、必要なルールを作り上げていく姿勢も大切になると思います。

#### 5. 企業にとっての AI に関するポイントの例

以上を踏まえ、まとめに入りたいと思います。スライドにいくつかポイントを挙げましたので、順に見ていきます。

### **(1) 法律は、自分たちの邪魔をする存在という発想ではなく、AI を実現するために必要な存在と捉える**

まず、スライド 41 ページですが、そもそも法律と聞くと規制だと感じると思います。ですが、先ほどの道交法の例にあげた通り、AI に適した法律がない、あるいはそのための改正が行われていないということは、それだけやりたい AI ビジネスができないという事になって、AI の社会を阻害する要素にもなります。

各国でも、AI 関連法を整えた国が出現すると、その国の方が、AI ビジネスについては比較優位になると考えることもできます。逆に言えば、先ほど申し上げた平成 30 年改正著作権法というのは、日本が優位であって、他の国にとってはリスクということになるのかもしれませんが。

したがって、法律は、自分たちの邪魔をする存在という発想ではなくて、AI を実現するために必要な存在と捉えていただいたほうがよいと思います。

### **(2) 法制度の制定・改正が必要な部分と、契約などで対処できる部分を区別して、それぞれに対策を立てる**

そして、スライド 42 ページのとおり、法制度の制定・改正が必要な部分、つまり「ない」部分と、契約などで対処できる部分、つまり「ある」けど契約で対処しなければいけないという部分を、特定し、それぞれに対策を立てることが大切です。

「ない」もの、つまり法制度がない事項につきましては、国の議論に参画していくという方法、あるいは、業界団体なども含めて担当の当局に働きかけていくことも考えられるかと思います。いずれにせよ、「ある」もの、つまり契約などで対処できる部分を含めて、早めに着手することが必要です。やってきたことが無駄になるということがないようにしていただきたいと思います。

ちなみに、法律がないからできない、あるいは法律の規制があるからできないと決めつけてしまうのではなく、例えば「レギュラトリーサンドボックス」という制度が今年 [注：平成 30 年] 日本でも整備されましたので、その利用も考えられます。これは既にイギリスを中心としているいろいろな国で採用されている枠組みですが、事業者が新しいビジネスを始めるときに、あえて意図的に規制を課さないで、できないように思われるものでも一旦できるように実験させてあげようという枠組みです。いろいろ条件があるのですぐ使えるかどうかという問題はありますし、一国のレギュラトリーサンドボックスで承認されたものを他の国で応用できるかという問題点も提起されています [注：世界的には、グローバルサンドボックス構想の議論を含め、レギュラトリーサンドボックスの今後の在り方が議論され続けている。]。着手を早めにしていただければ、それだけ、法律がない場合であっても選択肢を見つけやすくなるという意味で、着手を早めにする

ことは必要であると思います。

### **(3) 契約を戦略的に考える**

その上で契約を結ぶことになるわけですが、スライド 43 ページに「戦略的」という言葉を使いましたとおり、契約を戦略的に考えるということだと思います。

契約というと、契約の証としてだけ作る企業もあろうかと思いますが、それよりも、自社の利益を保護するという前提で発想していただく方が、よい結果に結びつくと考えております。

ここで、「戦略的」と申し上げたのは、取引の相手方を誘引しやすくする条件をどのように柔軟に整えていくかを戦略的に考える必要があるからです。想定される AI のビジネスには、作る側と使う側が 1 対 1 で契約するタイプももちろんありますが、それだけではなく、一定の場が設定されて、その場で提供される AI サービスを、多対多という関係で提供し合うということも構想されています。それを実現していく上では、利用する企業が入りやすい契約を用意していくことも「戦略」に入ることになります。

### **(4) 倫理 (Ethics) は AI ビジネスにも関わる**

また、繰り返しになりますが倫理は AI ビジネスにも関わります。この点につきましては、スライド 29 ページに一部追記したスライド 44 ページを再度入れました。倫理を考慮しないと AI の製品・サービスが売れない・受け入れられないリスクがありますので、企業として対策を立てていただく必要があると思います。

### **(5) 社内・グループを横串を通す形で見通しながらの対策が、効果的でありかつ大切**

加えて、ここも再度述べますが、スライド 37 ページの内容に追記したスライド 45 ページのとおり、社内グループを横串を通す形で見通しながらの対策をしていただくことが、効果的でありかつ大切です。その過程では、標準化を推進する、あるいは社内ルール・原則・ガイドラインを策定する、そして横断的な対応チーム窓口を設置することなどが検討事項となります。さらに、重要なのは、情報の一元化と情報の経路の確保です。何か有益な情報でも不利な情報でも、入ってきた情報をどの部署が受け付け、どのような経路を取ってどの部署・内部機関に共有されるのかというルートを確立していただくことが、企業の危機管理上も、またビジネスを伸ばしていくという観点からも、大切になると思います。

### **(6) 国内と海外で同時並行的に起きる動向を把握する**

最後に、本日国際会議が開かれていることが象徴的であると思いますが、スライド 46 ページのとおり、国内と海外で同時並行的に起こる動向を把握していただくことがますます大切になっていきます。そのため、海外の動向を含めてモニターし続けることが大事です。その意味で、この国際会議は、非常に有益だと思いますし、今まで先生方から伺ったお話、またこの会議でこの後伺えるお話を含めてですが、いろいろ勉強させていただきたいと私自身も思っております。

以上です。ご静聴誠にありがとうございました。

# AIの社会実装に当たっての問題点

～ビジネスローの観点から、欧州数か国の実地調査を行った経験を踏まえて～

## Issues to be addressed for social implementation of AI

- from a business law perspective, and based on my experiences for conducting research in some European countries

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
弁護士・ニューヨーク州弁護士  
三部 裕幸

Hiroyuki Sanbe

Attorney-at-Law, admitted in Japan and New York

Atsumi & Sakai



# 目次 Contents

1. AIと法・倫理を考える際の**視点**
2. AIに関する**個別の法的問題点**の例
3. AIに関する**倫理的問題点**の例
4. **企業**のAIに対応した**体制づくり**
5. **企業**にとってのAIに関する**ポイント**の例

1. **Viewpoints** when we think about AI and law/ethics
2. Examples of **legal issues** in relation to AI
3. Examples of **ethical issues** in relation to AI
4. Preparation of **systems or rules** of **companies** whereby they may cope with issues of AI
5. Examples of **points** for **companies** in relation to AI

# 1.

---

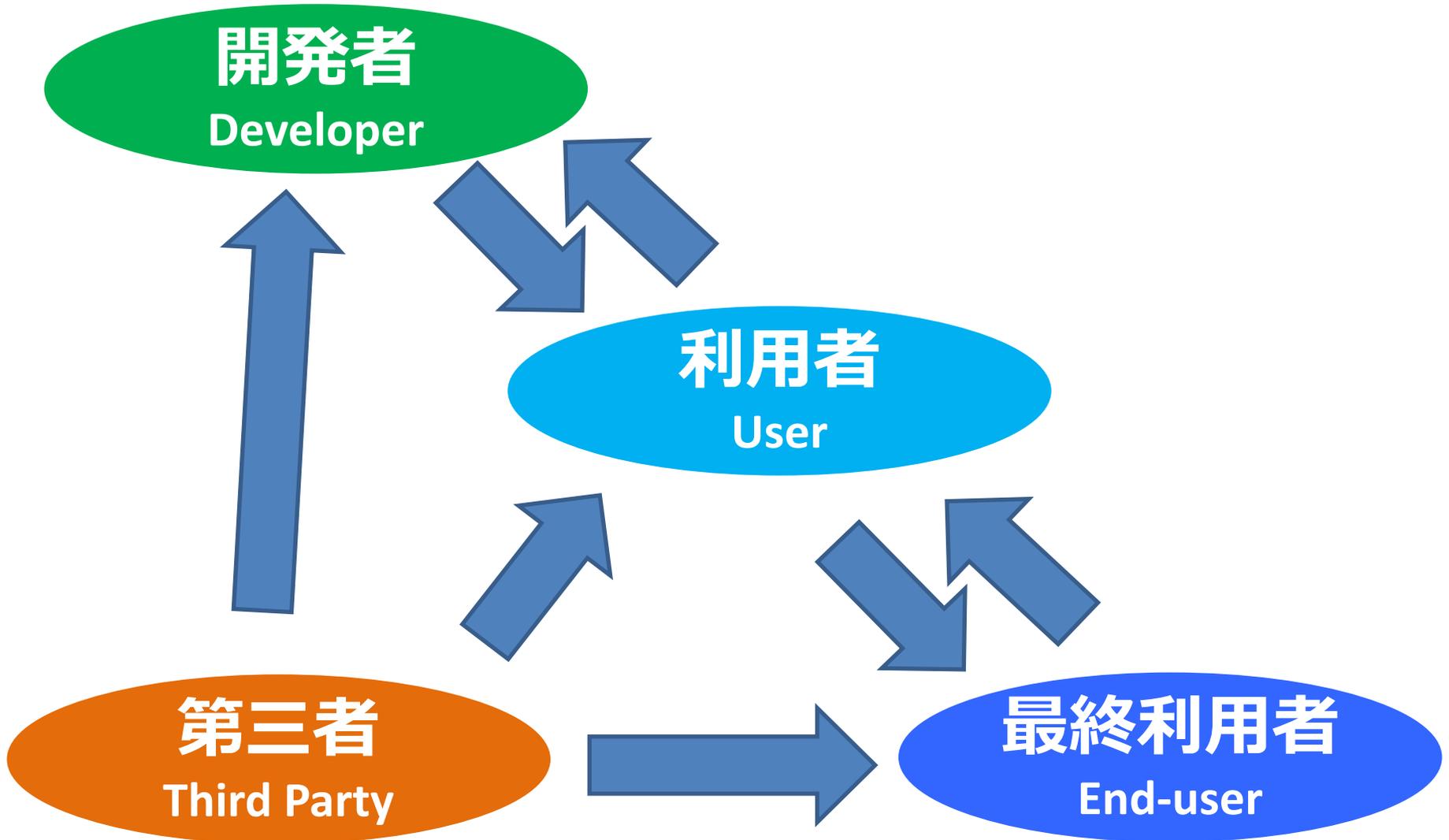
AIと法・倫理を考える際の視点

Viewpoints when we think about

AI and law/ethics

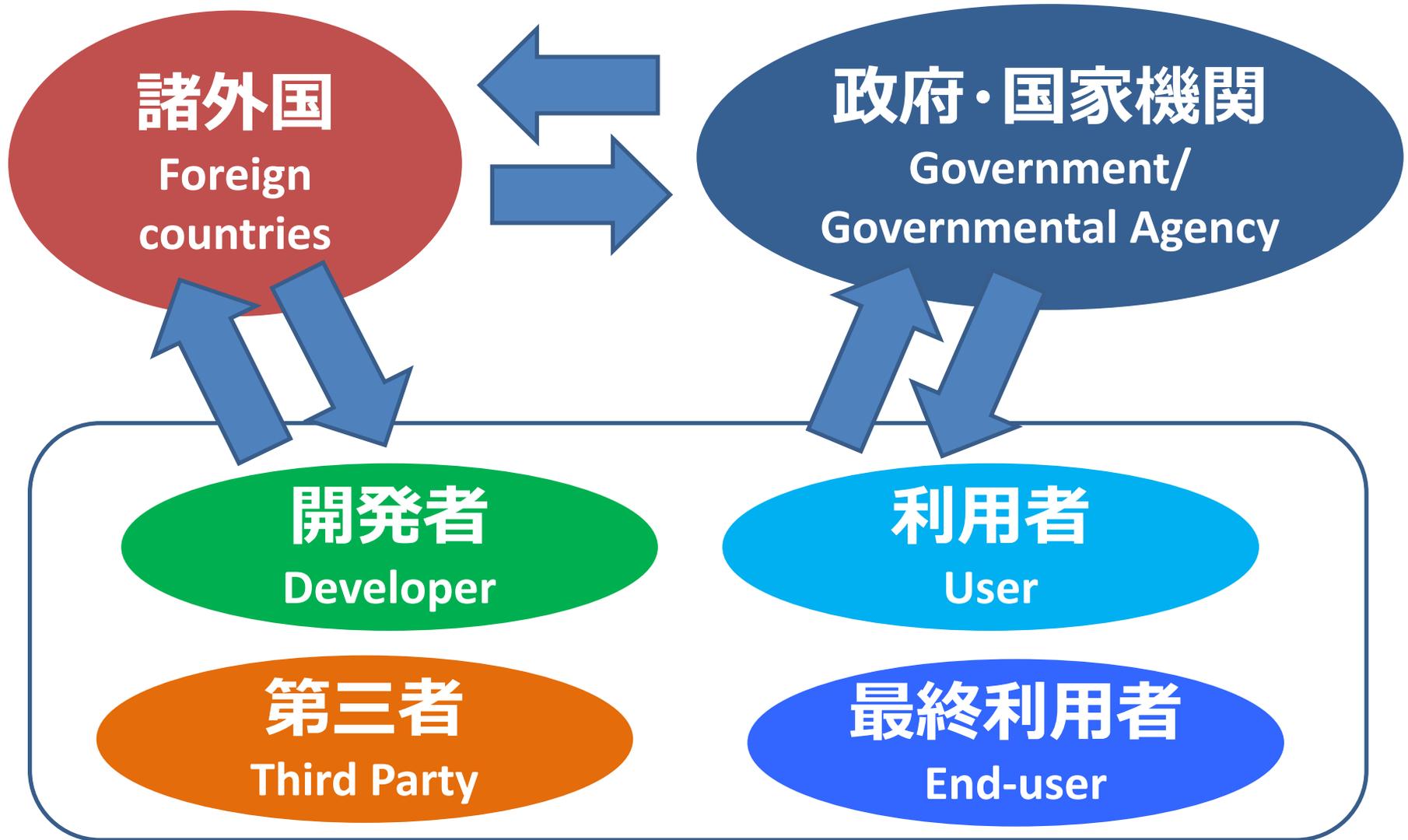
# 以下のような関係者がいると仮定

Suppose there are:



# 以下のような関係者がいると仮定

Suppose there are:



# 法的・倫理的課題の視点



Viewpoints when we consider legal/ethical issues

- **同時並行的**に起こっている**様々な動き**を捉える必要がある
- 純粋な法律だけではなく**法律以外のもの**を視野に入れることが大切になる
- **海外の動き**から対策を考えることも重要になる
- We need to recognize **various movements which take place in parallel**
- We need to take into consideration not only laws but also **something other than laws**
- It is also important to consider measures based on **overseas movements**

# 同時並行的な動きの例

Movements in parallel (examples)



政府・国家機関  
Government/  
Governmental Agency

学会  
Scholars'  
Associations

業界団体  
Industrial  
Groups

各企業  
Companies

# 同時並行的な動きの例



## Movements in parallel (examples)

- **政府・各省庁**
  - 内閣府、総務省、経産省、文科省、国交省、警察庁.....
- **人工知能学会**
- **産業競争力懇談会 (COCN)**
- **経団連**
- **Government and Ministries**
  - Cabinet Office, MIC (Ministry of Internal Affairs and Communications), METI (Ministry of Economy, Trade and Industry), MEXT (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology), MLIT (Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism), NPA (National Police Agency)...
- **The Japanese Society for Artificial Intelligence**
- **COCN (Council on Competitiveness-Nippon)**
- **KEIDANREN (Japan Business Federation)**

# 同時並行的な動きの例



## Movements in parallel (examples)

- **各企業：研究・開発・利活用に向けた動き**があることは当然のこととして、それ**以外に**、たとえば：
  - AI at **Google**: our principles (2018年6月)
  - **ソニー**グループAI倫理ガイドライン (2018年9月)
  - **SAP**: Guiding Principles for Artificial Intelligence (2018年9月)
  - **NEC**「デジタルトラスト推進本部」 (2018年10月)
  - 検討中の企業も
- **Companies.** In addition to their research, development and utilization of AI, for instance:
  - AI at **Google**: our principles (June 2018)
  - **Sony** Group AI Ethics Guidelines (September 2018)
  - **SAP**'s Guiding Principles for Artificial Intelligence (September 2018)
  - **NEC**'s Digital Trust Business Strategy Division (October 2018)
  - Other companies considering whether they have similar principles

# 法律「以外」のものもの例



Examples of something “other than laws”

- AI開発ガイドライン案、AI利活用原則案
- 倫理に関する動き
- SDGs
  
- Drafts AI R&D Guidelines and AI Utilization Principles
- Movement in relation to **ethics**
- SDGs

- **Partnership on AI**、**米国電気電子学会 (IEEE)**、**米国情報技術工業協議会 (ITI)**、**Future of Life Institute (FLI)**
- **EU**及び**その加盟国**、**米国**、**中国**など
- **Partnership on AI, IEEE, ITI, FLI, etc.**
- **EU** and **its member states, USA, China, OECD, G7, etc.**

# 課題は多い

There are many problems to be addressed

- **個別の法的・倫理的問題点の検討**

- 契約、知的財産対策、責任、プライバシー、差別 等

- **Respective legal and ethical issues**

- e.g., contracts, intellectual properties, liabilities, privacy, discrimination

- **企業のAIに対応した体制づくり**

- Preparation of **systems or rules of companies** whereby they may cope with issues of AI

- **新たな枠組み作り**

- 法律、ガイドライン・原則づくり、外国との協働

- Preparation for **new frameworks**

- Statutory laws, guidelines/principles, collaboration with foreign countries

# 2.

---

AIに関する

**個別の法的問題点の例**

Examples of legal issues in relation to AI

# 法的問題点に入る前に

## Before moving on to legal issues

- 適用され得る**法律の種類**（あくまで例）
  - **私法**（民法・商法など）
  - **公法**
    - 刑事法（刑法など）
    - 業法（銀行法・金融商品取引法など）
    - 一定の取引分野を規制する法律（消費者契約法など）
- Types of **applicable law (merely examples)**
  - **Private law**
  - **Public law**
    - Law related to crimes, punishment and criminal procedure
    - Law related to certain businesses (banks, securities firms, etc.)
    - Law restricting businesses in certain transactional fields (consumer contracts and the like)

# 法的問題点を検討する際の視点



Viewpoints when we consider legal issues

1. 適用されるかもしれない**ルール**を**早期に確定**
2. 当事者・第三者の**権利・利益を保護するため**  
**の方策が法律にあるか**
3. **契約など**を使って**自社と取引先両方を保護**

# ルールと法的問題点の例



## Examples of applicable rules and legal issues

- もしAIを**取引**に利用する場合、また、もしAIを**自動運転**に利用する場合、**適用されるかもしれないルールと法的問題点**は何か？
- Suppose you utilize AI for **transactional purposes** or for **autonomous vehicles**, what will be **rules which may be** applicable to your businesses, and what will be **legal issues**?

# ルールと法的問題点の例



Examples of applicable rules and legal issues

- 誰と誰の間の契約か
- 起こり得るバイアス・差別への対処
- 消費者保護法等の弱者保護を目的とする法令の検討が必要にならないか
- **With whom** you enter into a contract?
- How you may cope with possible **bias or discrimination**?
- Isn't it necessary to consider laws **protecting the weak such as consumers**?

# ルールと法的問題点の例



## Examples of applicable rules and legal issues

- どのような**責任**をどのように**分担**
  - 誰か**一社が責任**を負うのでは**ビジネスは広まらない**
  - 同時に、**誰も責任を負わない**のでも**ビジネスは広まらない**。**自社のリスクを極小化することは合理的**であるが、そのことは、**被害を受けた人が救済を受けられないことは異なる**
- How to **share** what kind of **responsibilities** and **liabilities**?
  - If **only one company** is responsible or liable, a relevant **business will not be prevalent**
  - At the same time, if **no person is responsible or liable**, a relevant **business will not be prevalent**. It is **reasonable to minimize your risk**, but **this is different from the situation where a victim may not seek any remedy**

# ルールと法的問題点の例



Examples of applicable rules and legal issues

- 保険制度・商品
- 知的財産・個人情報・データ流通
  - データや利用権がある当事者にだけ偏在している事例
- Insurance system/products
- Intellectual properties, personal information and trading of data
  - There are cases where data and rights to use data and the like are located on only one party

# ルールと法的問題点の例



## Examples of applicable rules and legal issues

- **業法・行政法・条約**等の改正の必要性
  - 改正なし→**想定しているビジネスが成り立たない可能性**
- **独禁法・競争法**がどのように影響するか
- **プラットフォームビジネス**への規制の動向
  
- Necessity to amend **laws governing certain businesses, administrative laws, treaties, etc.**
  - Without the amendment, it may be **possible that you will not be allowed to conduct the contemplated businesses**
- How **antitrust or competition law** affects
- How **platformers** will be regulated

# 刑事責任：よく議論されること

Criminal liabilities: issue which is frequently discussed

- 「過失」が認められるか——「過失」?
- Whether negligence is admitted – “negligence”?



誰の過失? Whose negligence?  
信賴の原則? Principle of Trust?

# 刑事責任：よくわからない？？？

Criminal liabilities: unclear issues

- **無免許運転** Driving without license
- **危険運転致死傷** Dangerous driving causing death or injury (or driving homicide or manslaughter)

**誰の責任？**  
Whose  
liability?

**どうやって  
判断？**  
Standards?

# ルールと法的問題点について



With respect to applicable rules and legal issues

- こうしてみると
  - 人間同士ではありえない法的問題点が発生
  - 行いたいビジネスに適用されるかもしれないルールの確定と、法的問題点の分析を早期に行うことが必須
- Given what I illustrated:
  - there will be legal issues which may not be issues in relation to relationships between humans
  - It is indispensable to detect rules which may be applicable to contemplated businesses and to analyze legal issues on the rules at an early stage

## When you consider legal issues

- **契約などを使って自社と取引先両方を保護**
  - 相手方の権利・利益を保護する方策が**法律にない場合、そのことは常に有利とは限らない（取引先を誘引できない？）**
  - 契約は**戦略的なツール**。取引先を誘引できる + **自社の利益を十分守れる**、という意味での**バランス**を取ることに使う
- **Protecting both of you and your counterparty using contracts and the like**
  - **If there is no method to protect your counterparty under the laws, this is not always beneficial to you – it may be possible that the counterparty may not enter into transactions with you**
  - Contracts are **tools to be used strategically**. It is important to **strike balance** between (i) that you may **substantially protect your interest** and (ii) that you may **attract potential counterparties**

# 3.

---

## AIに関する倫理的課題点の例

Examples of ethical issues

in relation to AI

# 弊職の欧州4か国での調査



## My research in four European countries

- 弊職の調査について

- AIネットワーク社会推進会議の参考に供するため、2016年及び2018年、**英国・ルクセンブルク・ドイツ・フランス**における大学・研究機関・企業・法律事務所等を訪問。**AIネットワークに関する法制・動向について調査**
- その後もそれらの団体からの情報を取得

- My research

- In 2016 and 2018, I visited, and conducted research in cooperation with, universities, research institutes, companies and law firms in **UK, Luxembourg, Germany and France** in order to serve information on legislation and movements on AI networks with the MIC's "Conference toward AI Network Society,"
- From 2016, I **continue obtaining information** from them

# 4か国で概ね共通した意見



## Common views in four countries

- **倫理 (Ethics) が非常に重視**
  - 差別・プライバシー侵害・人間性破壊等がないようにどのようにすべきかを考える必要がある。
  - **人間中心**という意識の高さ
    - どこかで人間の関与の可能性が必要となる
- **Ethics are quite important**
  - It is necessary to consider how we may **prevent**, among others, **discrimination**, **invasion of privacy** and **destruction of humanity**
  - **Consciousness of human-centered society**
    - Involvement of humans are necessary somewhere

# 4か国で概ね共通した意見



## Common views in four countries

- **以下の事項への対処が必要**
  - **責任、保険**
  - **データ**を取り扱うことに関する事項
  - **権利・利益の侵害**など
    - 関連して、当事者・利用者（属性・特性）、取引・行為類型、犠牲者への着目も必要か
- **It is necessary to consider the followings:**
  - **Liabilities** and **insurance**
  - Matters related to handling **data**
  - **Invasion or violation of rights and interests**, etc.
    - In relation to this, it may also be necessary to pay attention to types or characteristics of parties or users, categories of transactions or acts, or victims

# Ethicsはビジネス上も重要



Ethics are important for businesses

- **倫理（Ethics）はビジネスにも関わる**
  - AIを使った製品・サービスを開発しても、**Ethicsを考慮していないと、売れない、受け入れられないリスク**
- **Ethics relates to businesses**
  - Even if you develop products or services utilizing AI, such products or services **may not be accepted** **when you do not take into consideration ethics**

# Ethicsはビジネス上も重要



Ethics are important for businesses

- AIが人を差別的に取り扱わないかという懸念
  - 被害者・差別されそうな人をどのように保護するかという議論も出てくるはず
  - SDGsの議論・海外の動向の把握が重要
- Concerns – whether AI may discriminate humans?
  - There must be discussions on **how to protect victims or those who are likely discriminated**
  - **SDGs and overseas trends** are important here

# 個々人の権利への配慮

## Considerations of rights of individuals



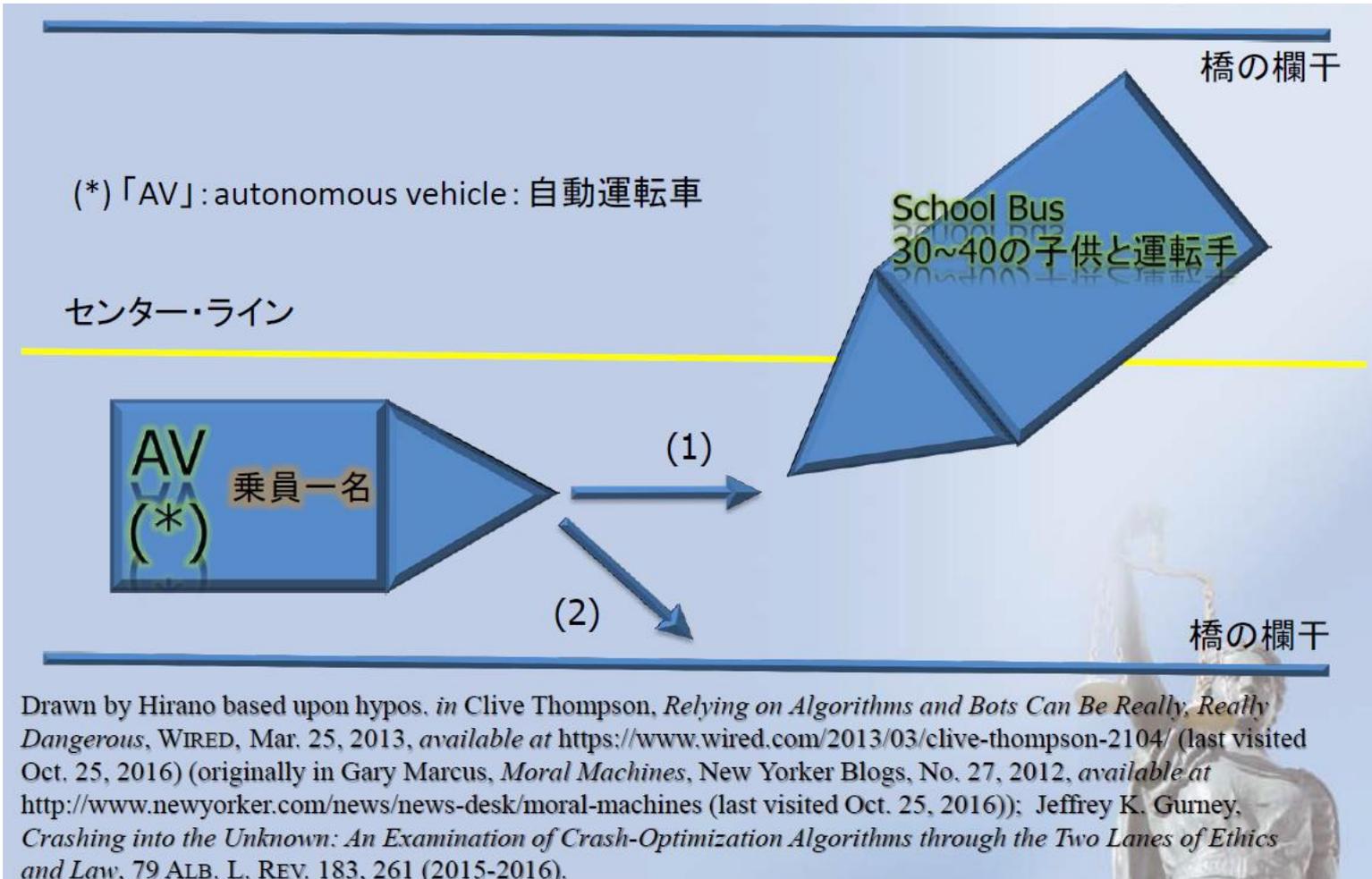
- **カメラ・センサー**の利用
  - **プライバシー権**との関係、**個人情報保護法・GDPR**、**官公庁のガイドライン** など
  - 「**危機管理だ**」という**問題意識**で「**炎上**」などの**リスク**を  
考えていく必要
- If we use **camera or sensor** for the purpose of AI:
  - Right of **privacy, data protection (including GDPR), guidelines** of governmental agencies
  - It is necessary to perceive that this issue is “**risk management**” taking into consideration **risks of, among others, “flaming”**

- 現在のようなITの発達を予想しなかったであろう判例が影響する可能性？
  - 写真・動画・個人情報の利用や指紋押捺制度等、判例がカバーしている範囲は意外と広い
  - これまでビジネス法務にあまり関わりのなかった論点・判例への目配りも大切に
- Possibility that case law which does not expect today's IT society may affect?
  - Japanese case law, surprisingly, cover wide range of matters such as camera, video, use of personal data, finger prints and the like
  - It will be important to take into account legal issues or case law which have been irrelevant to businesses so far

- 法的な観点から検討したリスクの全てを法的に解決しなければならないわけではない
  - 関係者への説明や掲示・公表などで十分な場合も
  - 重い負担感を感じるのではなく、やろうとするビジネスのために何ができるのかという発想
- It is not always necessary to resolve all the legal risks by legal means
  - It may be sufficient to explain to related parties or to publish your plan
  - Unnecessary to feel that there is heavy burden: rather, it is better to consider what you may do for the contemplated businesses

# 究極の選択???

Would you rather...



平野晋「AI-NW研究開発8原則とロボット工学3原則」  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000450513.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000450513.pdf)) 2頁より抜粋

# 4.

---

## 企業のAIに対応した体制づくり

Preparation of **systems or rules of companies** whereby they may cope with issues of AI

# 企業内AIルールが必要な理由



Why internal AI rules are necessary for a company?

- **法律以外のルール・原則が必要な理由**
  - ビジネス機会を創出する・広げる
  - 法律で定め切れない**実務的な要素を反映**
  - **人間の価値・倫理 (Ethics)** との関係でも重要
  - **危機管理**
- **Reasons why internal principles or rules are needed**
  - Create or enlarge **business opportunities**
  - May **reflect practical factors** which may not be provided in statutory laws
  - Important in relation to **human's value and ethics**
  - **Risk management** purposes

# 企業内AIルールのあるあり方



Points you need to consider

- **企業内部のルール・ポリシー**
  - AIが関わる分野が広いため、**社内・グループを横串を通す形で見通しながらの対策が、効果的であり大切**
- **Internal rules and policies of a company**
  - Since areas related to AI is very broad, it will be **effective and important to cope with issues by taking cross-sectorial approach**

# 企業内AIルールのある方



Points you need to consider

- **何が参考にできるか**
  - AI開発ガイドライン案、AI利活用原則案
  - IEEEなどの業界団体の基準
  - 海外の動き
  - SDGs
- **Internal rules and policies of a company**
  - Drafts AI R&D Guidelines and AI Utilization Principles
  - Standards or industrial groups such as IEEE
  - Overseas movement

# 企業内AIルールのあり方



Points you need to consider

- 何から始めるか

- 適用され得る現行法の規定の特定・分析から

- 法制度の制定・改正が必要な部分と、契約などで対処できる部分を区別して、それぞれに対策を立てる必要がある

- Start point

- Determination and analysis of **applicable current laws and regulations**

- Distinguish portions where enactment or amendment of laws is needed from portions where you may cope with issues by entering into contracts and the like

# 5.

---

## 企業にとってのAIに関する ポイントの例

Examples of points for companies  
in relation to AI

# AIと企業の対応：ポイントの例



Examples of points for companies in relation to AI

- **法律については、規制という発想ではなく、ないとAIの社会が実現できないものという認識を持つことが大切**
  - **法制度・原則が「ない」ことの方が「リスク」**
- It is important not to recognize **laws** as restrictions, but as something **indispensable to realize AI Society**
  - It will be rather **risks if there is no legal systems/principles**

# AIと企業の対応：ポイントの例



## Examples of points for companies in relation to AI

- **法制度の制定・改正が必要な部分と、契約などで対処できる部分を区別して、それぞれに対策を立てる必要がある**
  - 前提として、**どのような法律が適用され得るのかを知る**必要
  - 法的な点も、ビジネスの点も、「**着手を早めに**」することが大切
- **Distinguish** portions where **enactment or amendment of laws is needed** from portions where **you may cope with issues by entering into contracts and the like**
  - To that end, you need to **know what kind of laws are applicable**
  - With respect to both of legal and business matters, it is important to start “**at an early stage**”

# AIと企業の対応：ポイントの例



Examples of points for companies in relation to AI

- **契約**を**戦略的なツール**として使う
  - **取引先を誘引**できる + **自社の利益を十分守れる**、という意味での**バランス**を取ることに使う
- Use **contracts** as a **strategic tool**
  - It is important to **strike balance** between (i) that you may **substantially protect your interest** and (ii) that you may **attract potential counterparties**

# AIと企業の対応：ポイントの例



Examples of points for companies in relation to AI

- **倫理（Ethics）はビジネスにも関わる**

- AIを使った製品・サービスを開発しても、**Ethicsを考慮していないと、売れない、受け入れられないリスク**
- **社内ルールを含めた対策を**

- **Ethics relates to businesses**

- Even if you develop products or services utilizing AI, such products or services **may not be accepted when you do not take into consideration ethics**
- **Measures including internal rules are much needed**

# AIと企業の対応：ポイントの例



## Examples of points for companies in relation to AI

- 社内・グループを横串を通す形で見通しながらの対策が、効果的でありかつ大切。例として：
  - 標準化の推進
  - 社内ルール・原則・ガイドラインの策定
  - 横断的な対応チーム・窓口の設置
  - AIに関する社内のプロジェクト・ビジネスの情報や、苦情・クレーム・問題発生等の情報の一元化と経路の確保 など
- It will be effective and important to cope with issues by taking cross-sectorial approach
  - Standardization
  - Internal rules, principles, guidelines
  - Cross-sectorial team and contact persons
  - Setting information flow of information on projects, businesses, claims and emergency cases in relation to AI

# AIと企業の対応：ポイントの例



Examples of points for companies in relation to AI

- 国内と海外で同時並行的に起きる動向を把握する
- Grasp movements taking place both domestically and internationally in parallel

ご清聴ありがとうございました。

Thank you for your attention.

**渥美坂井法律事務所・**

**外国法共同事業**

パートナー、弁護士・ニューヨーク州弁護士  
(第二東京弁護士会所属)

**三部 裕幸**

電話 (直通) : 03-5501-2276

Email: [hiroyuki.sanbe@aplaw.jp](mailto:hiroyuki.sanbe@aplaw.jp)

**Hiroyuki Sanbe**

Partner, Attorney-at-Law

Admitted in Japan and New York  
(Daini Tokyo Bar Association)

**Atsumi & Sakai**

Tel (Direct): +81-3-5501-2276

Email: [hiroyuki.sanbe@aplaw.jp](mailto:hiroyuki.sanbe@aplaw.jp)

本資料、及び本パネルディスカッションにおいて講演者が述べた事項は、講演者が所属する法律事務所、又は講演者や当該法律事務所が所属・活動する他の団体等における見解を述べたものではございません。

This document and the matters discussed by the presenter(s) in this panel discussion do not represent the views of the law firm of the presenter(s) or other organizations, etc. to which the presenter(s) and/or the law firm belongs or represents.

